

報告第9号

専決処分の報告について（第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月20日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

車両事故による和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書

車両事故による和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月22日

つくばみらい市長 片庭正雄

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成30年1月30日 午前8時45分頃                             |
| 2 | 事故発生場所 | つくばみらい市福田294                                    |
| 3 | 和解の相手方 |   |
| 4 | 事故の概要  | 公用車を停車させるため減速したが、路面の凍結により止まらず、停車していた前方の車両に追突した。 |
| 5 | 損害賠償額  | 328,666円  |
| 6 | 市の過失割合 | 100%  |